

保護者各位

社会福祉法人 若菜福社会
仲 原 保 育 園
園 長 渡久山 慎二
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の家庭保育の協力依頼について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、当園の保育事業にご理解いただき大変ありがとうございます。

早速ですが、宜野湾市より下記の協力依頼のお知らせがありますのでご確認をお願いします。

*子育て支援センター“パピヨンくらぶ”は9月7日より通常開所しています。

(以下、市より)

保護者 各位

保護者の雇用主 各位

市内認可保育施設,小規模保育施設,認定こども園 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の家庭保育の協力依頼について(お知らせ)

平素より本市、保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県より発令されました緊急事態宣言の期間が9月5日(土曜日)に終了いたしました。しかし、依然として沖縄県における警戒レベルは第3段階の「感染流行期」となっており、本市でも引き続き感染拡大に警戒が必要であることから、保育施設等を利用する保護者の方々においては、当面の間も早めのお迎えや、ご家庭やお仕事などの都合にあわせながら、できるだけ家庭で過ごしていただきますよう、引き続き家庭保育のご協力をお願いいたします。

記

1. 家庭保育にご協力いただいた場合の保育料減免について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭保育にご協力いただいた保護者への保育料の減免対象期間は、8月17日(月曜日)から9月5日(土曜日)までとなります。

2. 感染拡大防止策について

1 児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。

2 発熱等が認められる場合は、解熱後(平熱に戻り)24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、1と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童が罹患した場合

1 感染者は治癒するまで登園禁止となります

2 感染者が発生した施設は当面の間、臨時休園となります。

※休園期間については、保健所等や関係機関と相談のうえ決定します。

(2) 児童が「濃厚接触者」の場合

- 1 感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登園禁止となります。

(3) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

- 1 登園停止措置はいたしません。感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いします。

4. 感染者等への配慮について

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなっております。罹患者や児童保護者の職種(医療従事者等)に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。